

国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法等の一部改正等に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案

(国立市市税賦課徴収条例の一部改正)

第 1 条 国立市市税賦課徴収条例(昭和 29 年 6 月国立市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

市長は、次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1) 公益のために直接専用する軽自動車等

(2) 天災その他これに類する事情がある者が所有する軽自動車等

附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

附則第 20 条第 1 項中「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表第 74 条第 2 号アの項中「第 74 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29

年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表第74条第2号アの項中「第74条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表第74条第2号アの項中「第74条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条の」に改め、同項の表第74条第2号アの項中「第74条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 国立市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第15条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「第59条」を「第59条、第73条の6第1項」に改め、同条第2号及び第3号中「第89条第1項」を「第73条の6第1項の申告書、第89条第1項」に改める。

第31条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第31条の4の2第1項及び第31条の4の3中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改める。

第72条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第72条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第72条の2を削る。

第73条を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第73条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第73条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第73条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第73条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のため

めに通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第73条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)

の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第73条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第73条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第73条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第73条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第81条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)の

うち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第73条の9 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第74条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第75条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第78条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第72条第2項」を「第73条第1項」に改める。

第79条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第72条第2項」を「第73条第1項」に改める。

第 80 条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 81 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「軽自動車等」を「軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第 1 号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第 80 条第 2 項各号」を「前条第 2 項各号」に改め、同条第 4 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 82 条第 2 項中「第 443 条」を「第 445 条」に、「第 72 条の 2」を「第 73 条の 2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 7 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 19 条の 2 の次に次の 5 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 19 条の 3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第 19 条の 4 市長は、当分の間、第 73 条の 8 の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第 19 条の 5 第 73 条の 6 の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「都知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第 19 条の 6 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第 29 条の 16 第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として都に交付する。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第 19 条の 7 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 73 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第73条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第20条の見出し中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に、「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第20条第2項から第4項までを削る。

（国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年6月国立市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」を「軽自動車税の種別割」に、「新条例第74条及び新条例」を「国立市市税賦課徴収条例第74条及び」に、「左欄に掲げる」を「左欄に掲げる同条例の」に改め、同条の表を次のように改める。

第74条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第74条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第74条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第20条第1項	第74条	国立市市税賦課徴収条例等の一部を改正する

		条例（平成26年6月 国立市条例第13号。 以下この条において 「平成26年改正条 例」という。）附則第 6条の規定により読み 替えて適用される第 74条
附則第20条第1項 の表第2号ア（イ） の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第74条第2号ア （イ）
	3,900円	3,100円
附則第20条第1項 の表第2号ア（ウ） aの項	第2号ア（ウ）a	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第74条第2号ア （ウ）a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第20条第1項 の表第2号ア（ウ） bの項	第2号ア（ウ）b	平成26年改正条例附 則第6条の規定により 読み替えて適用される 第74条第2号ア （ウ）b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

（国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年12月国立市条例第39号）の一部を次のように改正する。



附則第6条第7項の表第16条第3号の項中「第89条第1項」を「第73条の6第1項の申告書、第89条第1項」に改める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

第 1 条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

( 1 ) 第1条中国立市市税賦課徴収条例第80条第1項及び附則第8条の3の2第1項の改正規定 公布の日

( 2 ) 第2条から第4条までの規定並びに次条及び附則第4条の規定 平成31年10月1日

### ( 市民税に関する経過措置 )

第 2 条 第2条の規定による改正後の国立市市税賦課徴収条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第31条の4から第31条の4の3までの規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

### ( 軽自動車税に関する経過措置 )

第 3 条 第1条の規定による改正後の国立市市税賦課徴収条例附則第20条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第 4 条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。